

除雪ドーザ（8 t 級、車輪式、マルチプラウ付）仕様書

令和8年度（2026年度）
柏崎市

4. 車 体

(1) 機 関

形 式 水冷、ディーゼル機関

定格出力 58 kW 以上

(2) 動力伝達装置 前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする

(3) タ イ ヤ

形 式 ラグタイヤ（雪寒用）

(4) かじ取装置

形 式 車体屈折式

(5) 運 転 室

構 造 全鋼製密閉形

窓 (前) 熱線入り

(前・後) 冬用ワイパーブレード付

5. 除雪装置

(1) 形 式 マルチプラウ形

(2) 構 造 鋼板円筒曲面構造

(3) 能 力

切刃昇降範囲（ストレート時、切刃下端） 地下 100 mm～地上 3,000 mm 以上

アングリング角度 左右各 30 度 以上

上昇速度（切刃下端、機関定格回転速度において） 500 mm/s 以上

(4) 全 幅 3,100 mm 以上

(5) 全 高 800 mm 以上

(6) そ り 除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること

(7) 切 刃 ストレート形平形刃先（JIS D6101）

6. 計器類

(1) 運行記録計（45 km/h、7 日計） 1 式

(2) 車両本体に係る計器類（メーカー標準） 1 式

(3) SDカード対応型デジタル式稼働記録計（矢崎エナジーシステム(株)製） （SDカード1枚、ドライブレコーダー付（稼働記録計と連動すること）） 1 式

7. 照明装置類

(1) 前方作業灯 2 灯 以上

(2) 後方作業灯 2 灯 以上

(3) 黄色灯火（散光式） 全幅 1,100 mm 以上 1 式

8. 付属装置及び付属品

8-1 車両総質量に含むもの

(1) バックブザー	1 式
(2) エアコン	1 式
(3) ウインドウォッシャー（電動式）	1 式
(4) 標識板（300×570 mm 以上、車体後部取付）	1 式
(5) アンダーミラー（後）	1 式
(6) 床マット	1 式
(7) 振動抑制装置	1 式
(8) シートベルト（運転席用、助手席用）	1 式
(9) バックカメラ（稼働記録計と連動すること）	1 式
(10) バッテリースイッチ	1 式

8-2 車両総質量に含まないもの

(1) 標準付属工具	1 式
(2) 取扱説明書	1 部
(3) 部品表	1 部
(4) 履歴簿	1 部
(5) タイヤチェーン	1 式

9. 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。

10. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

11. 保 証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

12. その他の事項

12-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

12-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和 55 年 6 月 5 日付、建設省機発第 473 号（以降の改正分を含む））」に準じるものとする。

ロ) 黄色灯火は、運転室または作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

12-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

12-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は発注者の指示を受けるものとする。

除雪ドーザ（8 t 級、車輪式、マルチプラウ付）オプション装備

4. 車 体

(5) 運 転 室

窓 (前) 熱線入り

8. 付属装置及び付属品

8-1 車両総質量に含むもの

(2) エアコン

1 式

(6) 床マット

1 式

(10) バッテリースイッチ

1 式

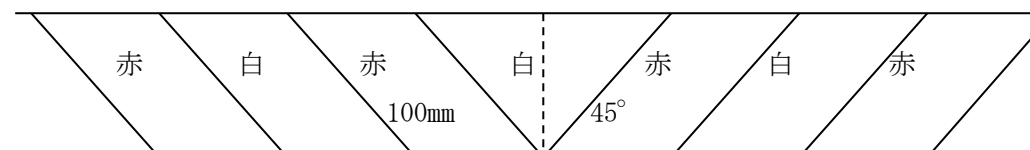
特記仕様書

柏崎市

機 械 名 除雪ドーザ
規 格 8 t級
購 入 台 数 3台

購入仕様書による他、次の各号によるものとする。

1. バンパーを有する車種については、バンパーを下図のように塗装するものとする。
なお、バンパーを有しない車種にあつては、これに準ずる箇所に塗色するものとする。
この場合後部の赤色部分には、反射塗料を使用するものとする。



車両前後部の赤白縞

- 2 作業装置の危険表示については、除雪装置の回転部分及びプラウ前面は赤色として、その他は赤白の塗色を行うものとする。
- 3 発注者の指示する位置に柏崎市の市章及び「柏崎市」の名称を黒丸ゴシックで記入するものとする。
- 4 発注者の指示する位置に建設機械管理番号を記入又は取付けるものとし、寸法は図-1 建設機械管理番号寸法図によるものとする。
なお、建設機械管理番号は「R08-電源33」、「R08-電源34」及び「R08-電源35」とする。
- 5 発注者の指示する位置に「電源立地地域対策交付金事業」の表示を記入又は取付けるものとし、寸法は図-2 電源立地地域対策交付金事業寸法図によるものとする。
- 6 発注者の指示する位置に「柏崎市除雪車」の標識板を取付けるものとし、寸法は図-3 除雪車後部標識板寸法図によるものとする。
- 7 黄色灯火等の取付け位置は、前後方向からの視認性を十分考慮し、原則として運転室屋根中央部の車両中心線上に取付けるものとする。
- 8 車両は、「道路運送車両法の保安基準」で定める車体検査を受けた後に納入するものとする
- 9 建設機械履歴簿には、仕様書等の必要事項を記入又は貼付し、車検証の写しや写真を所定の場所に貼付するものとする。
- 10 前各号で必要となる一切の経費は、受注者の負担とする。ただし、「自動車損害賠償責任保険料」及び「自動車重量税（賦課される場合）」については、発注者が別途支払うものとする。

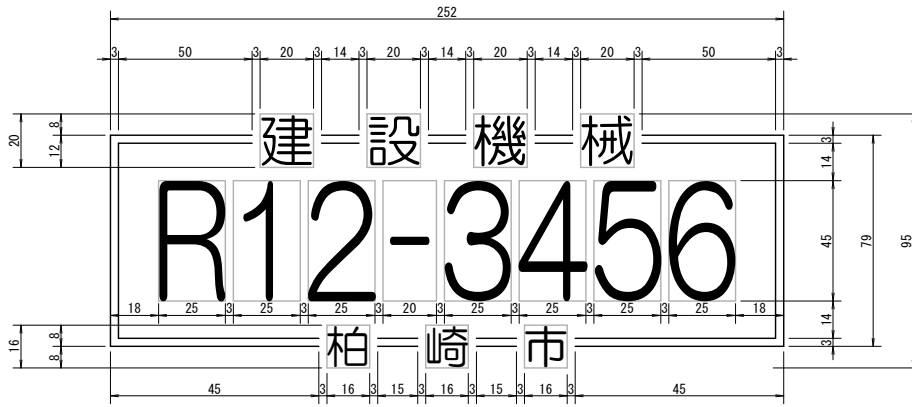


図-1 建設機械管理番号寸法図

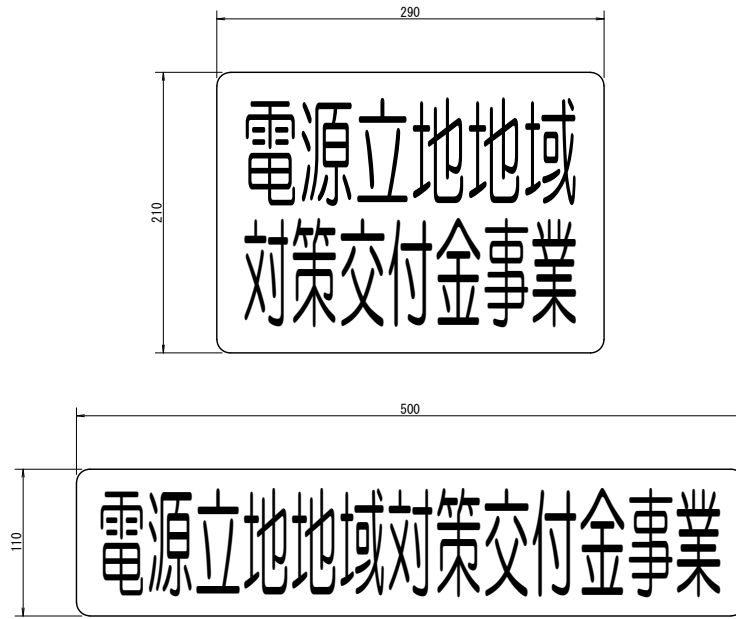


図-2 国土交通省交付金除雪機械寸法図

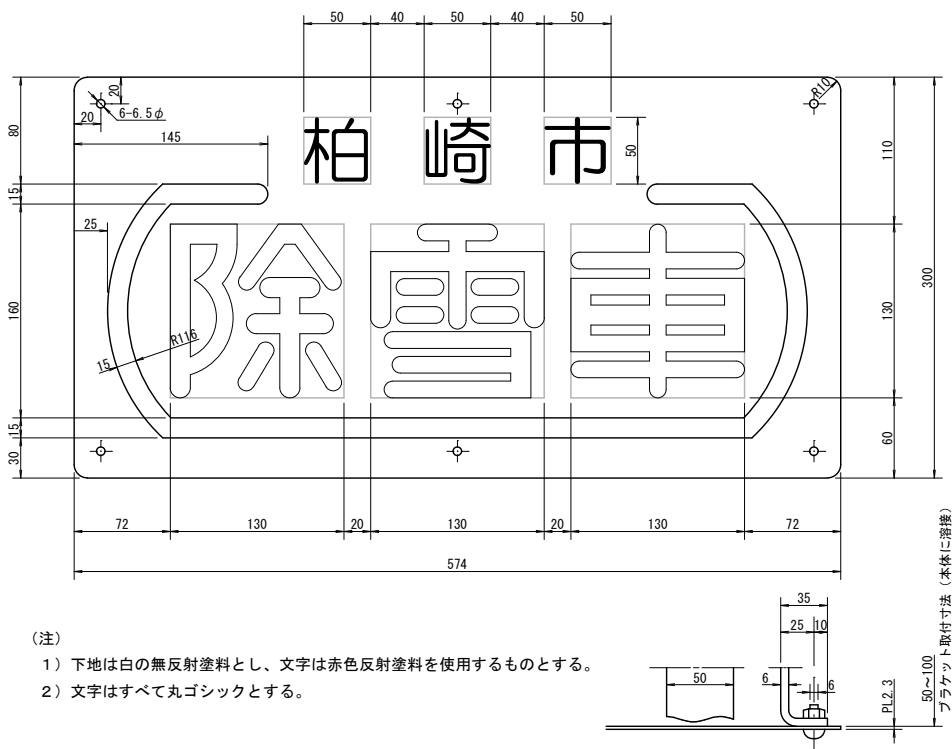


図-3 除雪車後部標識板寸法図